
総括と今後の展望

第1章 男女平等に関する考え方について

「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識については、「同感する」「ある程度同感する」をあわせた『同感する』42.5%に対し、「同感しない」「あまり同感しない」をあわせた『同感しない』が53.4%と、性別役割分担に反対する人が賛成する人を上回った。平成21年に実施した「久留米市男女平等に関する市民意識調査」（以下、前回調査という）に比べて『同感しない』が増加しており、特に女性での増加幅が大きい。平成24年に実施された内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」（以下、全国調査という）では、それ以前までの調査で減少傾向であった『賛成』が大幅な増加に転じ、特に20代女性の『賛成』が増加するという変化がみられた。しかし、久留米市では同様の変化はみられず、特に20代女性で「同感しない」が約3割と高くなっているなど、全国調査とは異なる様相をみせている。また、性別役割分担への賛否に関しては、一般的に女性よりも男性の方が『同感する』の割合が高くなる傾向があるが、性別による差が比較的小さいことも、前回調査から引き続けている久留米市の特徴といえよう。

一方で、男女の地位の平等感については、「家庭生活」「職場」「学校教育」「地域活動・社会活動」「社会の慣習・しきたりなど」については前回調査からほとんど変化がみられず、「政治の場」「法律や制度のうえ」「社会全体」については『男性優遇』の割合が高くなっており、不平等感は解消されていない。全国調査と比較しても、久留米市はすべての分野で「平等」が約10ポイントから25ポイント下回っており、不平等感が強くなっている。固定的な性別役割分担意識が薄らいだために、現状に対する見方が厳しくなったとも考えられるが、男女の実質的な平等を確保するために、啓発に留まらない取り組みが望まれる。また、すべての項目で男性の方が女性よりも『男性優遇』が低く、「平等」が高くなっており、平等感に関しては性別役割分担意識とは異なり、性別によって認識に差がみられる。特に差が大きいのは「家庭生活」「地域活動・社会活動」「法律や制度のうえ」である。「家庭生活」「地域活動・社会活動」という身近な場において、女性が男性に比べて不平等感を強く感じていることが分かる。後述する家庭や地域活動での役割分担についての調査結果等を精査し、不平等感の解消のために何が必要とされているか、今後の施策の検討が求められる。

第2章 子育て、教育について

子どもの育て方に関しては、前回調査では「女子の経済的自立」と「男子の生活技術（家事）の習得」についてのみたずねていたが、今回調査では「女子の経済的自立」「女子の生活技術（家事）の習得」「男子の経済的自立」「男子の生活技術（家事）の習得」という4項目への賛否をたずねた。いずれの項目についても大半が肯定はしているものの、回答の内容が項目によって異なる。「男子の経済的自立」は「賛成」がほぼ9割を占め、「どちらかといえば賛成」をあわせて97.1%が肯定している。一方「女子の経済的自立」は「賛成」が65.3%、「どちらかといえば賛成」が27.8%となっており、消極的賛成の割合が高くなる。また、「女子の生活技術（家事）の習得」は「賛成」が67.7%、「どちらかといえば賛成」が23.4%だが、「男子の生活技術（家事）の習得」は「賛成」48.6%、「どちらかといえば賛成」40.9%と、消極的賛成が『賛成』の半数近くに上っている。経済

Ⅲ 調査結果のまとめ

的自立、生活技術（家事）の習得ともに女子にも男子にも必要だとは考えられているものの、固定的な役割分担意識がいくぶん反映された結果となっている。

しかし、「男子の経済的自立」は年代別の差は小さいが、それ以外の3項目については年齢が低い層で「賛成」が高くなる傾向がみられ、現在子育て中の人やこれから子育てをする人が多いとみられる世代においては、性別にかかわらず経済的自立と生活技術（家事）の習得の両方が必要だという意識が強まっているようである。

男女共同参画を進めていくために学校教育で重要なことについては、「働くことや経済的自立についての大切さを教える」「性別にかかわらず能力をいかせるよう、生活指導や進路指導において配慮する」「互いの性を尊重しあいながら、主体的に生きるための健康や性に関する指導を行う」、「家庭科などを通じて、性別にかかわらず家庭生活に必要な実技を教える」など、教員や児童生徒に対して直接的に男女平等について教えることよりは、キャリア教育や性教育、家庭科教育などの中に、男女平等や男女共同参画の視点を取り入れることが重視されている。また、年齢が低い層ほど「家庭科などを通じて、性別にかかわらず家庭生活に必要な実技を教える」と回答する割合が高くなっており、特に20歳代、30歳代の女性では第1位となっている。ここでも、若い世代で性別にかかわらず生活に必要な技術を身につけさせるべきという意識が強いことが読み取れる。また、学齢期の子どもをもつ人が多いと思われる30歳代、40歳代の女性では、「学校行事や学級活動などの役割を性別でなく個性と能力に応じて決める」が他の年代と比べて高く、「隠れたカリキュラム」への配慮が求められている。

学校教育の中で、男女平等を主要なテーマとした授業の時間を十分に確保することは難しい場合が多いと思われる。しかし、児童生徒は生活のあらゆる場面で様々な価値観を学び身につけていく。日常の授業や生活指導、進路指導等において、子どもの個性や可能性を性別によって制限してしまうことのないよう、教職員が男女平等についての共通認識を持ち、指導に当たることが望まれる。

第3章 家庭や介護に関することについて

配偶者・パートナーと同居している人に家庭内での性別役割分担の状況をたずねた結果では、生活費の獲得や高額の商品等の購入の決定は『夫中心』、日常の家事や家計管理、子どもに関することや介護は『妻中心』となっており、依然として性別役割分担が残っている。前回調査からも大きな変化はみられず、家庭内での性別役割分担が固定化されてしまっている状況がうかがえる。

比較的「夫と妻が同程度に分担」とする割合が高いのは「子どもの教育方針や進学目標を決める」（41.4%）と「高額の商品や土地・家屋の購入を決める」（39.0%）であり、家庭内の重要な問題についての意思決定は、他の項目に比べて平等に分担する傾向がみられる。しかし、「育児、子どものしつけをする」「保育所・幼稚園・学校等の行事や活動に参加する」は『妻中心』の割合が高く、子どもに関する具体的な行動は妻に役割が偏っている。また、「日々の家計を管理する」は『妻中心』が大半を占めているのに対し、「高額の商品や土地・家屋の購入を決める」の『妻中心』は1割に満たず、『夫中心』が4割強となっており、妻の裁量の範囲は限られているようである。

また、「炊事、掃除、洗濯などの家事をする」「日々の家計を管理する」「育児、子どものしつけをする」「親などの世話（介護）をする」など『妻中心』となっている多くの項目で、女性は男性に比して「主に妻が行っている」の割合が高く、一方、男性は女性より「主に妻が行い、夫が一部を分担している」または「夫と妻が同じ程度に分担している」の割合が高くなる傾向がみられる。男性

は「分担している」と認識していても、女性は男性が思っているほどには評価していないことがうかがえる。一方、「高額の商品や土地・家屋の購入を決める」については女性の方が『夫中心』と認識しており、ここでも性別による認識の差がみられる。

配偶者・パートナーにしてほしい家庭内の仕事としては、4割台半ばの女性が「炊事、掃除、洗濯などの家事をする」をあげており、また前回調査よりも女性で約8ポイント増加しており、女性が夫に家事の分担を求める傾向は強まっている。また、「生活費を得る」は女性より男性で高く、前回調査に比べて男性で約5ポイント増加しており、家計を支える役割を妻にも担ってほしいという夫側の意識の変化もうかがえる。

社会・経済情勢の変化により、かつての「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担は成り立たなくなりつつある。しかし、個人の意識が変化しても労働環境が変化しなければ、女性の就業継続や男性の家庭参画は困難なままである。事業所等に対して労働時間短縮やワーク・ライフ・バランスなどの啓発を実施し、性別にかかわらず仕事と家庭を両立できる環境を整えるよう、市全体として取り組んでいく必要がある。

第4章 仕事について

現在の就業状況を見ると、女性の57.5%、男性の75.1%が職業（収入のある仕事）についている。

まず、自営業主・家族従業者についてみると、女性は男性に比べて家族従業者の割合が高い。就労状況については、「自分名義の預貯金を持っている」「自分で受け取って管理できる給与・報酬がある」「定期的に休日が取れる」は性別による差は小さいものの、「作業計画・経営計画などを最終的に決める権限がある」については、女性は22.8%で男性に比べて約40ポイント低く、最終的な決定については男性主導になっているようである。「自分名義の不動産（土地、家屋など）を持っている」「職業上の研修には自由に参加できる」も男性に比べて大幅に低くなっており、一定の労働条件については確保できているものの、女性が経営に十分に関われているとはいえない。農業を始めとする地域の産業を維持していくには女性の参画は欠かすことができない。男女がともに主体的に経営や意思決定に関われるよう、家族経営協定の締結促進や中小零細企業における労働環境、労働条件の改善などに取り組む必要がある。

次に、雇用労働者の状況をみる。現在の就業状況を見ると、男性は「技能・労務・作業職」が、女性は「販売・サービス業」が相対的に多く、性別によって職種の偏りがみられる。また、男性は管理職が8.1%いるのに対し、女性は0.5%と非常に低くなっている。現在の職場についてたずねた質問でも、「女性の昇進・昇格が遅い、または望めない」が2割強となっており、女性が昇進しにくい状況がうかがえる。その他にも「女性のみ、もしくは男性のみしか配置しない部署がある」「女性にはつけないポスト・職種がある」「募集や採用人数で差があり、女性は男性より不利である」「同期に同年齢で入社した男性との賃金・給料の差がある」などもそれぞれ1割前後が回答している。これらは男女雇用機会均等法違反となる可能性が高く、実態として職場での性差別が残っていることが分かる。市内の事業所等に対して法制度の周知徹底を図るとともに、相談窓口等の整備や情報提供を図ることが重要である。

雇用形態については、男性は「正社員（職員）」が7割を超えているが、女性の「正社員（職員）」は4割弱に留まり、「パートタイムの臨時・嘱託社員（職員）、契約社員（職員）、アルバイト」が4

Ⅲ 調査結果のまとめ

割を超えて最も多い。しかし、男性の「パートタイムの臨時・嘱託社員（職員）、契約社員（職員）、アルバイト」も前回調査より6ポイント以上増加し、男性も非正規雇用化がやや進行している。

現在働いていない人で就労希望がある人は全体の4分の1程度だが、「職業につくつもりはない」は年齢が高い層で多く、子育て世代である30歳代女性の約7割、40歳代女性の6割台半ばが就労希望を持っている。現在働いていない理由として、約3分の1の女性が「家事・育児・介護の役目を自分が担わざるをえないから」と回答しており、仕事と家庭の両立が困難なために働いていない人が多いことが分かる。事業所等に両立支援を働きかけるとともに、保育・介護サービスの拡充や再就労支援など、仕事と家庭の両立を可能とするような施策の充実が必要である。

第5章 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」という言葉について、「言葉も内容も知っている」と答えた人は15.7%、「言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない」が27.5%、「言葉も内容も知らない」は53.1%となっている。前回調査からわずかに認知度は向上したものの、半数以上が言葉も知らないという結果であり、ワーク・ライフ・バランスという概念や取り組みが市民に周知されていないことが分かる。

また、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度については、希望としては、「仕事」と「家庭生活」をともに優先」「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」のすべてを調和が前回調査よりもやや増加している。特に男性で「仕事」を優先」や「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先」が減少しており、家庭生活を優先したいという男性の意識の変化がうかがえる。また、女性では「仕事」と「家庭生活」をともに優先」が前回調査に比べて9.2ポイント増加し、「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先」がやや減少しており、家庭生活や地域だけでなく仕事もしたいという女性が増えていることが読み取れる。

また、久留米市は「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」のすべてを調和」が3割弱に上り、全国調査に比べて10ポイント以上高くなっている。ワーク・ライフ・バランスという言葉はあまり知られていないものの、ワーク・ライフ・バランスを求める意識は高いといえる。

しかし、現実の優先度をみると、男性は「仕事」を優先」が5割弱に上り、一方女性は「家庭生活」を優先」が3割弱を占めるなど、「男は仕事、女は家庭」という傾向がみられる。また、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」のすべてを調和」という人は男女とも5%前後に留まっており、希望のバランスが実現できていない状況が浮かび上がる。とはいえ、男性の「仕事」を優先」は前回調査より10ポイント以上減少し、「家庭生活」を優先」「仕事」と「家庭生活」をともに優先」がそれぞれやや増加しており、男性の仕事中心の生活は多少緩和されているようである。

ワーク・ライフ・バランスの実現は、個人の取り組みだけでは不可能であり、職場全体での意識向上と働き方の見直しが必要である。ワーク・ライフ・バランスは従業員への福利厚生ではなく、仕事の効率化や人材の定着など経営に対してもよい影響を及ぼす可能性が高い。市内の事業所等への啓発や先進事例の紹介を行い、職場での取り組みを促進するとともに、市役所内においても、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて全庁的に取り組み、模範事例となるよう努める必要がある。

第6章 社会活動などへの参加・参画について

男性が女性とともに地域活動や家庭生活に参加するために必要だと思うことについてたずねたところ、「仕事と家庭の両立を支援する体制の整備を図る」「職場において家庭生活や地域活動に参加しやすい雰囲気をつくる」「夫婦の間で家事などの分担をするように十分に話し合う」「労働時間を短くしたり休暇制度を利用しやすくする」などが上位にあがっており、家事分担についての話し合い以外は職場や行政による取り組みが重視されている。地域への男性の参画、特に現役世代の男性が地域に参画することは、地域の活性化にとっても、また個人のワーク・ライフ・バランスを実現するうえでも重要であり、事業所等による積極的な取り組みと行政による支援体制の充実が求められている。

地域活動における男女共同参画を推進するためには、性別で役割を決めつけることなく、また性別にかかわらず積極的に意見を出し合える環境を整えることが重要である。しかし、現状としては「催し物の企画などは主に男性が決定している」「地域活動は男性が取り仕切る」「地域での集会の時には、女性がお茶くみや後片づけをしている」「地域の役員はほとんど男性になっている」「地域での集会では男性が上座に座る」「自治委員（隣組長）などの登録は男性（夫）だが、会議の出席は女性（妻）が出ることが多い」などの項目において、「そうしている」が「そうしていない」を大きく上回っている。固定的な性別役割分担や「ものごとの決定や代表は男性」といった慣習が依然として残っていることが分かる。

また、「同じ作業に参加しても女性には出不足金がある」も前回（5.2%）よりも減少したものの、3.9%が「そうしている」と回答しており、未だにこのような男女共同参画の理念に反する慣習が解消されていないことは重大な問題である。

それぞれの項目について、現状として「そうしている」と回答した人の5割強から8割強が「改善すべき」と考えてはいるが、前回調査と比べて「そうしている」が減少したものは「自治委員・隣組長などの登録は男性（夫）だが、会議の出席は女性（妻）が出る」などであるが、その差はわずかであり、実態は変化していないことがうかがえる。

女性が地域の役職につくことについて、女性には引き受けるか、男性には身近な女性が推薦された場合に引き受けることをすすめるかをたずねた質問では、「引き受ける（引き受けることをすすめる）」が前回調査よりわずかに増加したが、女性の8割弱、男性の5割強が「断る（断ることをすすめる）」と回答している。「断る（断ることをすすめる）」理由としては、男女とも40歳代までは「家事・育児や介護に支障がでるから」が高いが、50歳代以上では「役職につく知識や経験がないから」が高くなる。しかし、地域の様々な場に性別にかかわらず多様な意見が反映されるよう、意思決定過程への女性の参画を推進しなければならない。女性が地域活動を担っていけるような女性リーダーの育成に向けた社会教育の充実や、活動の際に託児をつけたり、参加しやすい時間帯を工夫するなど、家庭生活と社会活動の両立を可能とするような支援策を講ずることが必要である。

第7章 DVなど女性への人権侵害などについて

女性への人権侵害にあたると思うものについては、「痴漢行為、強姦行為（レイプ）などの性犯罪」「セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」「ドメスティック・バイオレンス：DV（夫・パートナーや恋人からの暴力）」が8割を超えて高くなっている。一方、「テレビ・新聞・雑誌・インターネットなどのメディアにおける女性の性的描写」「街なかや駅・電車など公共の場における性情報の氾濫」「女性の働く風俗営業」「女性の容姿を競うコンテスト」は回答率が低く、いわゆる

Ⅲ 調査結果のまとめ

「性の商品化」に対して人権侵害とみる意識が浸透しているとは言い難い。さらなる意識啓発と周知の徹底が必要である。年齢別にみると、「セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」「ドメスティック・バイオレンス：DV（夫・パートナーや恋人からの暴力）」は年齢が低い層ほど人権侵害だという意識が強い傾向がみられる。一方、「性の商品化」に関連する項目では20歳代、30歳代で回答率が低い傾向がみられる。若い世代の女性が「性の商品化」の対象となりやすい現状がある中、若年層を対象としたさらなる啓発が求められる。

セクシュアル・ハラスメントを受けた経験については、年代別にみると20歳代女性で76.1%、30歳代女性で60.0%と年齢の低い層の女性の被害経験率が非常に高くなっている。セクシュアル・ハラスメントについての認識をたずねた質問でも、男性より女性の方が、また年齢が高い層より低い層の方が、多くの項目についてセクシュアル・ハラスメントにあたると認識しており、性別や年齢による認識の差がみられる。このような認識の差は、男性や年齢の高い層が意識しないうちにセクシュアル・ハラスメントの加害者になってしまったり、受け手の不快な思いに気づかず行為を繰り返したり、さらには二次加害につながるなどの問題を引き起こす。今後は、男性へのセクシュアル・ハラスメントもあるということも含め、幅広い年代に対して、啓発や情報提供を行っていく必要がある。

パートナー（夫・妻・恋人）からの暴力（DV）については、この5年間に4人に1人がDVを受けたことがあると回答している。具体的な暴力の種類ごとにみると、ほとんどの項目では、女性の方が「何度もあった」とする割合が高くなっており、女性の被害経験が多くなっているが、「何を言っても無視された」「平手で打たれた」「生活費を細かくチェックする」「携帯電話のメールや通信履歴をチェックされた」などでは男女差がほとんどない。また一部には、男性の被害経験の割合が高い項目もみられる。

DVを受けた経験がある人のうち、誰かに相談した人は女性で4割弱、男性で2割台半ばとなっており、半数近い人はだれにも相談しなかった（できなかった）としている。また、相談先も「友人、知人」「家族、親戚」がほとんどであり、公的機関への相談はわずかである。相談しやすい窓口の整備および窓口に関する情報の周知とともに、相談された個人が二次加害をしたり、相談を受けたことで危険な目にあったりしないよう、DVに関する啓発を市民全体に行うことが重要である。

また、女性に対する暴力をなくすための対策としては、各項目の順位には前回調査と変化がないものの、「暴力防止のための教育・啓発を推進する」の割合が大幅に増加している。被害者のための相談体制や保護体制の充実など被害者への支援はもちろん、被害および加害を事前防止するための対策が求められている。中学校や高校等でデートDVについての授業を実施したり性教育の充実を推進するなど、若い世代も含めての暴力の防止と人権尊重に向けた取り組みが必要である。

第8章 男女平等、男女共同参画などに関することについて

男女共同参画推進に関する用語や市の取り組みについての認知では、「男女共同参画社会基本法」と「久留米市男女共同参画行動計画」「男女平等推進委員」が前回調査よりやや認知度を伸ばしたものの、その伸びはわずかであり、「男女共同参画社会基本法」以外の項目では「知らない」とする人が約6割から9割近くに達しており、認知が広がっているとは言い難い。また、「男女共同参画社会基本法」については、近年、中学校や高校の授業でも扱われるようになったためか20歳代での認知度が比較的高いが、それ以外の項目、特に久留米市の取り組みに関する項目では年齢が低い層ほど認知度が低くなる傾向がみられる。久留米市男女平等推進センターの認知についても、年齢の低

い層で認知度が低い傾向がみられ、若い世代に市の取り組みが周知されていない状況がうかがえる。市民のニーズに広く応え、また幅広く市民の関心を喚起できるよう、事業内容の精査や取り組み内容の周知を図る必要がある。

男女共同参画社会実現のために市に望む施策としては、「保育所・学童保育所の整備、育児休業制度の普及など、男女がともに働き続けるための条件整備を進める」「高齢者や障害者（児）の介護者への支援策を充実する」「女性の再就職・起業・資格取得等のための職業教育・訓練の機会を提供する」など、育児や介護への支援や、再就職支援が上位にあがっている。性別にみると、上記の3つの項目と「男性の家事、育児、介護などへの参加を促すような啓発を強化する」は女性が男性より大幅に高くなっており、一方男性は「行政・企業・地域などあらゆる分野で女性の積極的登用を促進する」「職場における男女の均等な取り扱い（仕事の内容・賃金など）について周知徹底をする」

「審議会など行政の政策・方針を決定する場に女性の参画を増やす」など、「女性の登用」や「均等待遇」に関する項目がやや高くなっている。「女性の活躍」や「女性の登用」が強調される昨今ではあるが、女性からするとまずは家事や育児、介護と仕事や社会活動との両立が図られなければ、「女性の活躍」や「均等待遇」にもつながらないということではないだろうか。実際、管理職や役職への女性の登用を図るには、まずは女性の勤続年数を伸ばしたり、経験を豊富に積ませる必要があり、そのためには男性も女性も家事や育児、介護と両立しながら仕事や様々な活動ができる環境が整えられなければならない。市としては、保育・介護サービスの量と質のさらなる充実を図るなど、両立に向けた支援を推進するとともに、性別役割分担を是正するための意識啓発や情報提供に今後も務めていく必要がある。

使用した調査票

久留米市 男女平等に関する市民意識調査

【ご記入にあたってのお願い】

- ◆ この調査は、あて名のご本人がお答えください。
- ◆ 質問番号の順に進んでください。矢印のあるところは、矢印(→)に従って進んでください。
- ◆ 「問」で始まる質問は、全員におたずねする質問ですが、「問」の前に【 】で一定の条件にあてはまる方のみにおたずねしている質問もあります。
また、「付問」は、前問で一定の条件にあてはまる方だけにおたずねするものです。その方のみお答えください。
- ◆ お答えいただく○印の数は「1つ」、「3つまで」などあります。あてはまる番号に○印をつけてください。
〔例〕 1. はい ②. いいえ
お答えが「その他」の場合には、回答番号に○印をつけたうえで、その内容を具体的に()内に記入してください。また、番号やカタカナを回答枠内に記入する場合があります。
- ◆ 調査票の記入が終わりましたら、同封の「返信用封筒」に入れ、10月3日(金)までに投函してください。
切手は不要です。
- ◆ 調査票には住所、氏名を記入する必要はありません。
お答えいただきました内容は、すべて統計的に処理いたしますので、個人が特定されることはなく、また、他の目的に使用したり、皆様にご迷惑をおかけすることはございません。ぜひ、率直な考えをお聞かせください。
- ◆ ご不明な点などがありましたら、下記にお問い合わせください。

《問い合わせ先》

久留米市 協働推進部 男女平等政策課

電話：0942-30-9044

FAX：0942-30-9703

平成 26 年 9 月



久留米市イメージキャラクター

くるっぱ

◆男女平等に関する考え方についておたずねします

問1. あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方をどのように思いますか。あてはまるものを1つ
 選び番号に○印をつけてください。

- | | | | |
|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 1. 同感する | 3.2/6.2 | 3. あまり同感しない | 31.9/31.2 |
| 2. ある程度同感する | 38.5/37.7 | 4. 同感しない | 22.1/21.2 |
- 無回答 4.2/3.8

問2. あなたは、次にあげる分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。(ア) から (ク) の
 それぞれについて、あなたの考えに近いものを1つずつ選び、番号に○印をつけてください。

	優遇 された 女性 の方 が いる	ど ち ら か と い え ば 女 性 の 方 が 優 遇 さ れ て い る	平 等	ど ち ら か と い え ば 男 性 の 方 が 優 遇 さ れ て い る	優 遇 さ れ て い る 男 性 の 方 が	わ か ら な い	無 回 答
(ア) 家庭生活では	2.0/2.6	11.2/11.2	16.8/31.2	35.3/33.0	25.8/13.0	6.4/6.6	2.5/2.6
(イ) 職場では	0.4/1.4	4.8/9.9	16.1/22.6	33.7/37.0	32.9/21.7	9.2/5.0	2.9/2.4
(ウ) 学校教育の場では	0.4/0.7	3.5/6.7	54.2/65.3	13.9/8.0	3.7/3.7	21.4/12.7	2.9/2.9
(エ) 地域活動・社会活動の場では	0.6/1.4	5.2/9.0	25.5/40.4	38.4/27.7	14.8/7.9	12.3/11.6	3.2/2.0
(オ) 政治の場では	0.2/0.8	1.4/3.4	6.0/14.4	30.9/36.5	49.9/36.0	9.4/6.7	2.3/2.1
(カ) 法律や制度のうえでは	0.7/3.1	6.9/10.7	25.8/44.3	29.2/22.2	17.0/8.4	17.5/8.2	2.9/3.1
(キ) 社会の慣習・しきたりなどでは	0.3/-	2.1/3.1	6.9/12.4	37.1/43.2	43.8/33.0	7.7/5.7	2.3/2.7
(ク) 社会全体では	-/0.6	3.6/6.4	10.3/16.1	45.9/51.6	29.2/16.9	8.9/5.9	2.1/2.4

問3. 政治、行政、企業、地域などにおいて、政策・方針決定の過程に女性が進出していない理由は何だ
 と思いますか。あてはまるものを3つまで選び番号に○印をつけてください。

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| 1. 男性優位の組織運営になっているから | 54.4/50.1 |
| 2. 家庭、職場、地域などで、男女で役割を分ける意識が根強いから | 44.5/52.0 |
| 3. 女性をリーダーとして育てようとする社会風土が形成されていないから | 42.5/51.4 |
| 4. 家族の支援・協力が得られないから | 35.1/20.8 |
| 5. 家事・育児や介護に支障がでるから | 59.7/49.2 |
| 6. 女性の能力開発の機会が不十分だから | 18.6/17.1 |
| 7. 女性の積極性が十分でないから | 18.0/17.3 |
| 8. その他（具体的に | 1.7/1.5 |
- 無回答 2.6/4.0

◆子育て、教育についておたずねします

問4. あなたは、子どもの育て方についてどのような考え方をお持ちですか。次の（ア）、（イ）のそれぞれについて、あなたの考えに近いものを1つずつ選び番号に○印をつけてください。
 ※現在子育て中でない方も、お答えください。

◎女の子の場合	賛 成	い え ば ど ち ら か と 賛 成	い え ば ど ち ら か と 反 対	反 対	無 回 答
(ア) 仕事をもち、経済的に自立できるように育てる	68.1 60.6	26.4 30.1	3.1 1.7	0.1 0.2	2.4 7.3
(イ) 炊事、掃除、洗濯など生活していくために必要な技術を身につけるように育てる	73.5 58.2	19.8 29.5	1.9 3.7	0.7 0.8	4.1 7.8

◎男の子の場合	賛 成	い え ば ど ち ら か と 賛 成	い え ば ど ち ら か と 反 対	反 対	無 回 答
(ア) 仕事をもち、経済的に自立できるように育てる	90.2 88.7	6.7 8.4	0.1 -	- 0.3	3.0 2.5
(イ) 炊事、掃除、洗濯など生活していくために必要な技術を身につけるように育てる	51.8 43.3	38.6 44.7	3.4 6.6	1.0 1.0	5.2 4.4

問5. これからの社会で男女共同参画を進めていくために、あなたは、学校教育の場でどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。あてはまるものを3つまで選び番号に○印をつけてください。

- | | |
|--|-------------|
| 1. 男女平等の意識を育てる授業を行う | 26.9/35.4 |
| 2. 互いの性を尊重しあいながら、主体的に生きるための健康や性に関する指導を行う | 43.3/38.9 |
| 3. 働くことや経済的自立についての大切さを教える | 55.6/50.2 |
| 4. 家庭科などを通じて、性別にかかわらず家庭生活に必要な実技を教える | 41.5/32.4 |
| 5. 学校行事や学級活動などの役割を性別でなく個性と能力に応じて決める | 35.2/35.4 |
| 6. 性別にかかわらず能力をいかせるよう、生活指導や進路指導において配慮する | 50.1/45.5 |
| 7. 保護者に対して、様々な機会を通じて男女平等についての理解を促す | 9.9/13.5 |
| 8. 管理職（校長や教頭）に女性を増やす | 10.6/11.1 |
| 9. 教職員に対する男女平等の研修を行う | 7.7/12.9 |
| 10. その他（具体的に |) 0.6/1.3 |
| | 無回答 1.8/2.5 |

◆家庭や介護にすることがらについておたずねします

【配偶者・パートナーと同居している方に】

問6. あなたのご家庭では、次にあげるような家庭内の仕事を、主にどなたがしていますか。(ア)から(ケ)のそれぞれについて、あてはまるものを1つずつ選び、番号に○印をつけてください。

N=498/346

	主に妻が行っている	主に妻が行い、夫が一部を分担している	夫と妻が同じ程度に分担している	主に夫が行い、妻が一部を分担している	主に夫が行っている	その他／非該当	無回答	◎配偶者・パートナーにしてほしいこと
(ア)生活費を得る	3.4/3.2	1.9/2.5	13.7/17.7	37.7/30.5	36.6/41.1	3.3/2.9	3.4/2.1	11.2/17.3
(イ)炊事、掃除、洗濯などの家事をする	64.6/49.1	26.1/37.4	4.6/8.7	1.5/1.4	-/2.1	1.3/0.7	1.9/0.7	44.9/14.2
(ウ)日々の家計を管理する	64.9/57.4	10.9/15.6	7.2/9.6	6.2/4.5	5.6/9.5	2.7/1.5	2.4/2.0	7.5/11.5
(エ)育児、子どものしつけをする	25.3/16.4	31.9/31.1	20.7/28.5	1.8/2.8	0.3/1.4	16.2/17.0	3.8/2.8	16.6/8.2
(オ)親などの世話(介護)をする	24.8/16.7	17.3/17.1	13.6/18.0	1.6/1.8	1.0/3.2	37.3/37.9	4.5/5.3	16.1/9.3
(カ)自治会・町内会などの地域活動を行う	27.7/14.6	17.3/16.0	18.3/21.0	12.5/18.3	8.6/17.1	13.0/10.9	2.7/2.1	22.2/19.6
(キ)保育所・幼稚園・学校等の行事や活動に参加する	36.4/23.3	25.0/26.0	10.6/14.0	0.6/3.3	1.2/2.4	21.8/26.7	4.4/4.2	12.8/3.6
(ク)子どもの教育方針や進学目標を決める	9.1/4.5	19.0/13.2	39.5/44.2	5.8/8.5	2.5/2.9	19.1/23.1	5.0/3.6	6.2/4.6
(ケ)高額の商品や土地・家屋の購入を決める	2.9/1.7	3.9/4.6	35.8/43.6	16.5/18.2	31.3/18.4	6.6/10.7	3.0/2.8	2.1/4.0

無回答 22.5/46.0

また、あなたが、問6の(ア)から(ケ)までの家庭内の仕事について、配偶者・パートナーの方にもっとしてほしいことはどれですか。主なものを2つまで選び、下の枠の中にカタカナを記入してください。

◎配偶者・パートナーにしてほしいこと……→

--	--

【ここからは全員がお答えください】

問7. あなたは、次にあげるような活動を平日に1日平均して何時間くらいしていますか(日曜・休日などは含めない)。(ア)から(カ)のそれぞれについて、あてはまるものを1つずつ選び番号に○印をつけてください。

	していない	30分未満	30分〜1時間未満	1〜2時間未満	2〜4時間未満	4〜6時間未満	6〜8時間未満	8時間以上	対象者がいない	無回答
(ア)炊事、掃除、洗濯などの時間	2.9/29.1	4.2/27.8	11.0/23.0	20.6/10.4	37.3/4.5	15.2/0.3	5.0/0.3	2.0/0.3	/	1.9/4.3
(イ)育児などの時間	8.4/17.7	2.1/7.8	3.3/10.6	5.7/7.3	7.2/3.5	5.7/-	2.8/0.1	4.7/-	54.7/48.2	5.4/4.8
(ウ)介護などの時間	3.8/3.9	2.1/4.8	2.3/3.5	2.6/3.3	3.8/1.4	1.0/0.2	0.2/-	1.2/0.3	78.6/78.9	4.4/3.6
(エ)収入を得る仕事の時間 (通勤時間を含む)	37.1/19.8	0.3/1.3	0.3/0.7	0.6/1.1	4.7/2.8	12.3/3.6	14.4/11.3	26.3/55.3	/	4.1/4.1
(オ)睡眠時間	0.2/0.2	0.1/-	0.2/-	0.1/0.3	4.5/1.5	39.7/39.0	49.8/48.0	2.7/7.3	/	2.8/3.6
(カ)自分が自由に使える時間 (余暇・ボランティアなど)	6.0/3.6	6.6/5.8	11.3/11.1	23.4/23.0	26.1/23.5	13.5/12.6	3.2/6.7	6.0/10.0	/	3.9/3.7

問8. あなたやご家族が介護を必要とするようになった場合の担い手について、あなたはどのように考えますか。あてはまるものを1つ選び番号に○印をつけてください。

- | | |
|---|-------------|
| 1. 性別にかかわらずなく介護すべきである | 24.5/26.0 |
| 2. 介護は体力が必要なことが多いので、男性が介護したほうがよい | 0.3/1.6 |
| 3. 女性に過剰な負担がかからないように、男性もできるだけ介護にかかわるほうがよい | 28.3/28.5 |
| 4. 労働時間の現状などからみて、女性に介護の負担が集中するのはやむを得ない | 4.4/5.5 |
| 5. 介護は女性の役割だと思うので、女性が介護したほうがよい | 0.4/0.5 |
| 6. ホームヘルパーや施設入所などの介護サービスを利用する | 37.7/35.9 |
| 7. その他（具体的に |) 2.7/0.6 |
| | 無回答 1.6/1.4 |

問9. あなたの家族・身内に、日常的に介護を必要とする方がいますか。あてはまるものを1つ選び番号に○印をつけてください。

- | | | | | | |
|-------|-----------|--------|-----------|-----|---------|
| 1. いる | 18.3/17.2 | 2. いない | 79.9/81.4 | 無回答 | 1.8/1.4 |
|-------|-----------|--------|-----------|-----|---------|
- 付問1. **【問9で1.「いる」と答えた方に】**

その方の世話は主にどなたがしていますか。あてはまるものを1つ選び番号に○印をつけてください。 ※介護が必要な方からみた続柄でお答えください。

N=136/78

- | | | | | | |
|-------------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|
| 1. 夫（パートナー） | 8.5/14.2 | 5. 息子 | 6.7/13.5 | 9. 兄弟 | 2.1/2.4 |
| 2. 妻（パートナー） | 24.4/26.6 | 6. 息子の妻 | 13.8/14.8 | 10. 姉妹 | 4.6/8.0 |
| 3. 父 | -/- | 7. 娘 | 19.1/3.1 | 11. その他 | 8.1/6.2 |
| 4. 母 | 2.9/- | 8. 娘の夫 | -/- | 無回答 | 10.2/11.1 |

◆仕事についておたずねします

問10. あなたは現在、職業（収入のある仕事）についていますか（育児休業中、介護休業中などの場合も働いている方に含みます）。あてはまるものを1つ選び番号に○印をつけてください。

- | | | |
|---|-----------|--------------|
| 1. 自営業主（農林漁業） | 1.0/4.8 | } → 付問1へ |
| 2. 自営業主（商工サービス業） | 3.0/8.2 | |
| 3. 自営業主（開業医、作家、スポーツ選手など） | 0.8/0.7 | |
| 4. 家族従業者（農林漁業） | 3.0/1.1 | |
| 5. 家族従業者（商工サービス業） | 4.2/1.6 | |
| 6. 勤め人で管理職（課長級以上） | 0.5/8.1 | } → 付問2、付問3へ |
| 7. 勤め人で専門技術職（医師、弁護士、教員、エンジニア、看護師、デザイナーなど） | 12.3/10.3 | |
| 8. 勤め人で事務職・営業職（事務員、営業職員、銀行員など） | 13.1/13.9 | |
| 9. 勤め人で販売・サービス業（店員、外交員、美容師、接客、ガイドなど） | 11.1/5.9 | |
| 10. 勤め人で技能・労務・作業職（工場労働者、職人、建設作業員、運転士など） | 7.6/19.3 | |
| 11. 学生 | 0.7/1.8 | } → 付問4へ |
| 12. 家事に専念している主婦・主夫 | 21.9/0.2 | |
| 13. 無職 | 16.7/20.7 | |
| 14. その他（具体的に | 0.9/1.2 | |

付問1. **【問10で1～3「自営業主」または4、5「家族従業者」と答えた方に】**

あなたの就労状況として、あてはまるものをすべて選び番号に○印をつけてください。

N=89/74

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| 1. 自分で受け取って管理できる給与・報酬がある | 53.1/49.9 |
| 2. 定期的に休日が取れる | 47.6/52.0 |
| 3. 職業上の研修には自由に参加できる | 28.1/39.7 |
| 4. 作業計画・経営計画などを最終的に決める権限がある | 22.8/63.0 |
| 5. 自分名義の預貯金を持っている | 67.6/71.4 |
| 6. 自分名義の不動産（土地・家屋など）を持っている | 25.4/55.2 |

無回答 9.1/4.5

付問2. **【問10で6～10「勤め人」と答えた方に】**

あなたの雇用形態は、大きく分けて次のどれにあたりますか。あてはまるものを1つ選び、番号に○印をつけてください。

N=331/260

- | | |
|--|-----------|
| 1. 正社員(職員) | 36.9/71.5 |
| 2. フルタイム(週35時間以上勤務)の臨時・嘱託社員(職員)・契約社員(職員) | 14.0/10.9 |
| 3. パートタイムの臨時・嘱託社員(職員)・契約社員(職員)、アルバイト | 42.9/13.9 |
| 4. 派遣社員(職員) | 1.6/0.6 |
| 5. その他(具体的に |) 0.4/- |

無回答 4.2/3.2

付問3. **【問10で6～10「勤め人」と答えた方に】**

次にあげることがらの中で、現在のあなたの職場の女性にあてはまることがありますか。あてはまるものをすべて選び番号に○印をつけてください。

N=331/260

- | | |
|--|-----------|
| 1. 募集や採用人数で差があり、女性は男性より不利である | 5.7/15.0 |
| 2. 女性の昇進・昇格が遅い、または望めない | 20.8/21.5 |
| 3. 同期に同年齢で入社した男性との賃金・給料の差がある | 9.1/10.0 |
| 4. 女性の仕事を補助的業務に限っている | 4.5/8.5 |
| 5. 女性のみ、もしくは男性のみしか配置しない部署がある | 8.7/16.1 |
| 6. 女性にはつけないポスト・職種がある | 9.4/14.6 |
| 7. 女性は、同じポストの男性より、社内研修・教育訓練を受ける機会が少ない | 3.2/7.0 |
| 8. 女性は、同じポストの男性より、出張・視察等の機会が少ない | 3.6/8.3 |
| 9. 女性は、転勤などの人事異動で、男性より不利である | 4.8/4.4 |
| 10. 定年の年齢に男女差がある(慣行を含む) | 1.6/2.2 |
| 11. 結婚退職制がある(慣行を含む) | 0.6/3.3 |
| 12. 出産退職制がある(慣行を含む) | 4.1/3.0 |
| 13. 家族手当、住居手当などがつかない、資金貸付や社宅に入居できないなどの不利益がある | 7.8/5.0 |
| 14. その他(具体的に |) 3.6/1.9 |
| 15. 特にない | 45.5/42.1 |

無回答 12.5/9.2

付問4. **【問10で12または13と答えた方に】**

あなたは今後、職業につきたいと思いますか。あてはまるものを1つ選び番号に○印をつけてください。

N=287/94

- | | | |
|-----------------|-----------|-------|
| 1. すぐにでも職業につきたい | 8.1/7.7 | |
| 2. そのうち職業につくつもり | 16.9/17.8 | |
| 3. 職業につくつもりはない | 58.2/52.1 | →問11へ |
- 無回答 16.8/22.5

付問4-1へ

付問4-1. **【付問4で 1または2 と答えた方に】**

現在、職業についていない理由は何ですか。あてはまるものを1つ選び番号に○印をつけてください。

N=72/24

- | | |
|---------------------------------------|-----------|
| 1. 仕事内容、勤務場所、勤務時間、賃金などの勤務条件があう仕事がないから | 13.5/14.0 |
| 2. 家事・育児・介護の役目を自分が担わざるをえないから | 33.6/1.9 |
| 3. 働きたいが働くところがないから | 14.1/20.2 |
| 4. 健康や体力の面で不安があるから | 16.1/41.8 |
| 5. 家族が働くことを望まないから | 2.7/- |
| 6. 家事・育児・介護に専念したいから | 10.7/- |
| 7. その他（具体的に | 8.0/14.0 |

無 回 答

1.3/8.0

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についておたずねします

問11. 「仕事」と「家庭生活（家事、育児、介護など）」と「地域・個人の生活（地域活動、学習、趣味、つきあいなど）」をバランスよく展開していくことを「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」といいます。あなたは、この言葉を知っていましたか。あてはまるものを1つ選び番号に○印をつけてください。

- | | |
|---------------------------|-----------|
| 1. 言葉も内容も知っている | 15.0/16.9 |
| 2. 言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない | 28.0/26.7 |
| 3. 言葉も内容も知らない | 53.3/52.9 |
- 無回答 3.6/3.5

問12. ふだんの生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についておたずねします。(A) 希望、(B) 現実のそれぞれについて、あなたの考えに近いものを1つずつ選び番号に○印をつけてください。 ※現在、職業についていない方は、考えをお答えください。

(A) 希望は

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| 1. 「仕事」を優先 | 3.1/8.4 |
| 2. 「家庭生活」を優先 | 19.1/13.3 |
| 3. 「地域・個人の生活」を優先 | 1.2/3.0 |
| 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先 | 28.5/29.3 |
| 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先 | 1.6/4.6 |
| 6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先 | 9.9/6.8 |
| 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」のすべてを調和 | 29.0/26.9 |
| 8. わからない | 4.2/5.3 |
- 無回答 3.5/2.3

(B) 現実

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| 1. 「仕事」を優先 | 25.9/46.0 |
| 2. 「家庭生活」を優先 | 27.0/8.2 |
| 3. 「地域・個人の生活」を優先 | 1.6/2.8 |
| 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先 | 20.5/20.1 |
| 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先 | 2.5/3.5 |
| 6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先 | 5.5/3.6 |
| 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」のすべてを調和 | 4.9/6.8 |
| 8. わからない | 7.4/6.9 |
- 無回答 4.7/2.0

◆社会活動などへの参加・参画についておたずねします

問 13. 男性が女性とともに地域活動（自治会・校区コミュニティ組織の活動や子ども会・ボランティア活動など）や家庭生活（家事・育児・介護など）へ参加しやすくするには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまるものを3つまで選び番号に○印をつけてください。

- 1. 男性が家事などをするに対して自分自身の抵抗感をなくす 27.3/30.3
- 2. 家事などは女性がするものという女性自身の意識を変える 18.1/9.0
- 3. 地域活動参加に関する情報が身近に手に入るようにする 16.5/21.9
- 4. 家庭で親などが男性の地域活動や家庭生活への参加の必要性を教える 17.2/14.7
- 5. 学校で男性の地域活動や家庭生活への参加の必要性を教える 13.1/13.9
- 6. 夫婦の間で家事などの分担をするように十分に話し合う 35.7/33.7
- 7. 労働時間を短くしたり休暇制度を利用しやすくする 27.5/31.3
- 8. 職場において家庭生活や地域活動に参加しやすい雰囲気をつくる 39.6/36.0
- 9. 仕事と家庭の両立を支援する体制の整備を図る 41.3/40.9
- 10. その他（具体的に) 1.3/1.3
- 11. 特にない 4.9/6.0

無回答 4.3/2.4

問 14. 地域活動（自治会・校区コミュニティ組織の活動や子ども会・ボランティア活動など）での男女の役割分担についておたずねします。

(1) 現状：あなたが参加している地域活動の現状について（ア）から（ク）のそれぞれについてあてはまるものを1つずつ選び番号に○印をつけてください。

(2) 意識：では、今後はどうすべきだと思いますか。（ア）から（ク）のそれぞれについてあてはまるものを1つずつ選び番号に○印をつけてください。

	(1) 現状					(2) 意識				
	上段：女性 下段：男性	そうして いる	そうして いない	わから ない		無回 答	現状の	改善 すべき	わから ない	無回 答
(ア) 催し物の企画などは主に男性が決定している		31.9 33.5	13.5 17.5	45.7 39.6	9.0 9.4	→	23.6 19.4	27.1 32.8	36.7 34.1	12.5 13.7
(イ) 地域活動は男性が取り仕切る		39.2 40.6	13.3 15.5	37.6 34.1	9.9 9.8	→	25.3 20.6	27.6 35.5	34.0 30.5	13.0 13.4
(ウ) 地域での集会の時には、女性がお茶くみや後片づけをしている		56.7 48.1	9.9 11.4	24.8 30.6	8.6 9.9	→	26.8 23.8	37.2 33.1	25.0 29.3	11.0 13.7
(エ) 地域の役員はほとんど男性になっている		37.9 39.9	20.7 20.0	32.6 30.8	8.8 9.3	→	29.4 17.7	27.5 39.2	31.1 30.1	11.9 13.1
(オ) 地域での集会では男性が上座に座る		36.0 33.3	16.9 19.4	37.6 37.2	9.5 10.1	→	25.2 20.9	25.7 31.7	36.9 33.5	12.3 13.8
(カ) 女性の発言が少ない		24.2 24.4	22.8 25.3	43.0 40.7	10.0 9.6	→	18.7 17.8	33.8 36.4	34.8 32.2	12.8 13.5
(キ) 自治委員（隣組長）などの登録は男性(夫)だが、会議の出席は女性(妻)が出ることが多い		34.8 28.8	19.2 26.4	37.2 36.1	8.8 8.6	→	19.2 22.2	35.2 29.5	33.8 35.4	11.8 12.9
(ク) 同じ作業に参加しても女性には出不足金 [*] がある		3.5 4.6	39.4 42.0	47.6 43.7	9.5 9.7	→	28.0 28.6	17.1 19.0	42.5 37.7	12.4 14.7

※出不足金・・・地域活動の作業で、女性が出た場合にその世帯からは不足金を徴収する地域のルール。

問 15. 自治会長や校区コミュニティ組織の会長、PTA会長などの地域の役職についておたずねします。女性の方は、もし、あなた自身が推薦されたら引き受けますか。男性の方は、妻などの身近な女性が推薦されたとしたら引き受けることをすすめますか。あてはまるものを1つ選び番号に○印をつけてください。

1. 引き受ける (引き受けることをすすめる) 17.6/38.0 2. 断る (断ることをすすめる) 76.9/53.5

無回答 5.5/8.5

付問 1. **〔問 15 で 2. 「断る (断ることをすすめる)」 と答えた方に〕**

その理由は何ですか。あてはまるものを1つ選び番号に○印をつけてください。

N=571/242

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| 1. 家族の協力が得られないから | 6.5/8.9 |
| 2. 女性が役職につくことを快く思わない社会通念があるから | 5.6/8.8 |
| 3. 家事・育児や介護に支障がでるから | 27.8/29.4 |
| 4. 役職につく知識や経験がないから | 41.2/32.2 |
| 5. 女性には向いていないから | 1.3/1.4 |
| 6. 世間体がわるいから | 0.2/- |
| 7. その他 (具体的に) | 17.0/15.3 |
| | 無回答 0.3/4.0 |

◆DVなど女性への人権侵害などについておたずねします

問 16. あなたが女性への人権侵害と思うものはどのようなことですか。あてはまるものをすべて選び番号に○印をつけてください。

- | | |
|--|-------------|
| 1. 痴漢行為、強姦行為 (レイプ) などの性犯罪 | 87.3/89.7 |
| 2. セクシュアル・ハラスメント (性的嫌がらせ) | 82.7/83.7 |
| 3. ドメスティック・バイオレンス:DV (夫・パートナーや恋人からの暴力) | 80.6/81.7 |
| 4. ストーカー行為 (つきまとい行為) | 67.9/76.6 |
| 5. 売春、買春、援助交際 | 52.2/52.6 |
| 6. 女性の働く風俗営業 | 24.9/22.3 |
| 7. 女性の容姿を競うコンテスト | 14.1/14.5 |
| 8. 街なかや駅・電車など公共の場における性情報の氾濫 | 29.8/29.1 |
| 9. テレビ・新聞・雑誌・インターネットなどのメディアにおける女性の性的描写 | 33.0/30.6 |
| 10. その他 (具体的に) | 0.5/0.6 |
| | 無回答 3.5/2.4 |



- 問17. (1)、(2)のそれぞれについて、あてはまるものをすべて選び番号に○印をつけてください。
 (1). (ア) から (コ) の中で、この5年間にあなた自身が受けた経験があるものはどれですか。
 (2). (ア) から (コ) の中で、あなたがセクシュアル・ハラスメント (セクハラ) に該当すると思うものはどれですか。

	(1)	(2)
	経験がある	思うセクハラだと
(ア) じろじろ眺められたり、容姿を話題にされた	19.0/8.1	36.6/32.3
(イ) 性的な関係を強要された	4.0/1.1	63.5/58.1
(ウ) からだに触られた	14.1/1.9	58.3/54.1
(エ) 食事などにしつこく誘われた	8.8/2.6	31.1/33.9
(オ) 性的なジョークを言われたり、猥談 <small>わいだん</small> がかわされた	17.0/3.3	41.3/35.7
(カ) 身体に関して不愉快になる言葉や冗談を言われた	13.4/5.1	47.8/45.5
(キ) ヌード写真やわいせつな本を見せられた	2.0/1.6	44.0/44.3
(ク) 性的なうわさを流された	2.1/0.3	55.6/54.1
(ケ) 宴席でお酌やデュエット、ダンスを強要された	10.4/2.9	36.7/36.0
(コ) いつ結婚するのと言われた	12.1/5.4	25.7/28.5
(サ) (ア) から (コ) のいずれもない・思わない	26.4/27.4	3.0/4.3
	無回答 34.3/59.3	22.2/31.1

付問1. **【問17(1)で「経験がある」と答えた方に】**

その経験はどこで起きましたか。あてはまるものをすべて選び番号に○印をつけてください。

N=292/60

- | | | | |
|----------------|-----------|------------------|------------|
| 1. 職場で | 61.9/62.4 | 5. 福祉等の施設を利用したとき | 1.0/- |
| 2. 学校で | 6.7/8.8 | 6. スポーツや趣味の活動の場で | 8.8/4.8 |
| 3. 地域で | 25.9/38.4 | 7. その他 (具体的に | 12.0/3.2) |
| 4. 病院に入・通院したとき | 5.4/3.2 | 無回答 | 3.8/6.4 |

付問2. **【問17(1)で「経験がある」と答えた方に】**

その後、あなたはどのような行動を取りましたか。あてはまるものをすべて選び番号に○印をつけてください。

N=292/60

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| 1. 相手に直接抗議した | 16.5/23.9 |
| 2. 職場の上司や学校の先生などに相談した | 5.9/4.8 |
| 3. 家族や友人に相談した | 15.0/20.0 |
| 4. 公的な相談機関や警察、弁護士などに相談した | 1.5/- |
| 5. セクハラだと思ったが何もしなかった (できなかった) | 41.6/41.6 |
| 6. セクハラだと思わなかったので何もしなかった | 24.3/28.1 |
| 7. その他 (具体的に) | 9.7/1.6 |
| | 無回答 4.1/4.6 |

【ここからは全員がお答えください】

問 18. あなたは、この5年間に配偶者・パートナー（夫・妻・恋人）から（ア）から（ソ）のような暴力を受けたことがありますか。（ア）から（ソ）のそれぞれについてあてはまるものを1つずつ選び番号に○印をつけてください。すべて受けたことがない場合、またはパートナーがいたことがない場合は、（タ）または（チ）を選び番号に○印をつけてください。

		あ つ た も	あ つ た も 1、 2 度	な か つ た	無 回 答
精神的暴力	(ア) 何を言っても無視された	14.0/13.5	24.5/21.7	42.6/37.4	18.9/27.4
	(イ) ものを投げたり、壊したりして、おどされた	9.3/-	21.7/13.1	50.1/55.6	18.9/31.3
	(ウ) 「だれのおかげで、おまえは食べられるんだ」と言われた	11.2/1.7	16.8/5.6	53.7/60.4	18.3/32.2
	(エ) 他人や子どもの前で侮辱したり、馬鹿にされたりした	13.2/8.3	18.5/25.2	47.9/35.2	20.4/31.3
身体的暴力	(オ) 押されたり、つかまれたり、つねられたり、こづかれたりした	6.6/3.9	14.2/13.1	59.4/53.0	19.8/30.0
	(カ) 平手で打たれた	2.3/1.3	10.4/14.8	65.9/55.6	21.5/28.3
	(キ) 蹴られたり、なぐられたりした	4.2/2.6	9.8/6.1	66.6/61.3	19.4/30.0
	(ク) 首を絞められた	1.3/-	1.5/1.3	76.4/67.4	20.7/31.3
性的暴力	(ケ) 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられた	1.1/-	4.7/2.6	71.9/65.7	22.2/31.7
	(コ) 避妊に協力しない	4.5/0.4	7.0/2.2	66.4/65.7	22.1/31.7
	(サ) 望まない性交渉を強要された	7.7/1.3	19.4/4.3	52.7/62.6	20.2/31.7
経済的暴力	(シ) 生活費など必要なお金を渡さない	9.6/-	5.7/5.7	64.9/62.6	19.8/31.7
	(ス) 生活費を細かくチェックする	5.7/9.6	14.5/8.3	59.8/52.2	20.0/30.0
社会的暴力	(セ) 身内や友達とのつきあいや外出を制限された	6.6/4.3	13.4/9.5	60.0/54.4	20.0/31.7
	(ソ) 携帯電話のメールや通信履歴をチェックされた	2.3/5.2	10.2/11.3	66.1/54.0	21.5/29.6
(タ) (ア) から (ソ) のすべてを受けたことはない		56.1/65.5			
(チ) パートナーがいたことはない		9.5/10.0			

無回答 4.3/6.3

付問 1. **【問 18 で (ア) から (ソ) のいずれかの暴力を受けたことがあると答えた方に】**

あなたはこれまでに、受けた行為について、だれかに打ち明けたり相談したりしましたか。
あてはまるものをすべて選び番号に○印をつけてください。

N=223/82

1. 相談した 38.9/24.0



2. 相談しなかった (できなかった) 44.7/49.7



N=87/20

N=100/41

無回答 16.4/26.3

そのとき、だれ（どこ）に相談しましたか。 （○印はあてはまるものすべて）	
1. 家族、親戚	66.2/41.5
2. 友人、知人	65.0/65.9
3. 警察・交番	2.2/7.3
4. 久留米市男女平等推進センター	5.0/-
5. 久留米市家庭子ども相談課	3.3/-
6. 4、5以外の公的な相談機関	1.7/-
7. 人権擁護委員、民生委員	0.5/-
8. 弁護士	2.8/-
9. 医師、カウンセラー	6.1/-
10. その他	-/-
	無回答 -/-

だれ（どこ）にも相談しなかった、できなかった理由は何ですか。（○印はあてはまるものすべて）	
1. どこに相談してよいかわからなかった	7.3/3.5
2. 人に知られなくなかった	12.1/8.2
3. 相談しても無駄だと思った	27.0/16.5
4. 相談したことがわかると仕返しをされると思った	2.0/-
5. 自分さえ我慢すれば何とかやっていけると思った	12.6/11.8
6. 恥ずかしいと思った	6.7/1.2
7. 世間体が悪いと思った	1.9/4.7
8. 他人を巻き込みたくなかった	5.3/-
9. 自分にも悪いところがあると思った	26.1/36.5
10. 相談するほどのことではないと思った	59.0/71.7
11. その他	2.9/- 無回答 2.4/-

【ここからは全員がお答えください】

問 19. あなたは、女性に対する暴力をなくすためにはどうしたらよいと思いますか。あてはまるものをすべて選び番号に○印をつけてください。

- | | |
|------------------------------|-----------|
| 1. 暴力防止のための教育・啓発を推進する | 46.5/58.4 |
| 2. 被害を受け悩んでいる人への情報を提供する | 34.6/33.0 |
| 3. 被害を受けた人たちのための相談体制・窓口を充実する | 67.9/66.2 |
| 4. 被害者を保護する体制を充実する | 64.5/64.4 |
| 5. 被害者が自立して生活できるように支援する | 57.4/50.5 |
| 6. その他（具体的に) | 2.5/2.4 |

無回答 4.6/4.2

◆男女平等、男女共同参画などに関することについておたずねします

問 20. 次のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるのはどれですか。（ア）から（キ）のそれぞれについて、あてはまるものを1つずつ選び番号に○印をつけてください。

	内容まで知っている	名前は聞いたことがある	知らない	無回答
	上段：女性 下段：男性			
(ア) 男女共同参画社会基本法	7.6 9.3	41.6 49.9	45.1 36.5	5.7 4.4
(イ) ポジティブ・アクション（積極的格差是正措置）	1.4 2.8	17.3 19.3	75.0 72.9	6.3 5.1
(ウ) 久留米市男女平等を進める条例	2.1 1.9	34.0 30.7	58.0 63.1	5.9 4.4
(エ) 久留米市男女共同参画行動計画	1.9 2.1	29.5 29.0	60.9 64.6	7.6 4.3
(オ) 男女平等推進委員 （市の施策に関する男女平等の観点からの苦情の申出及び権利侵害に対する救済の申出について、必要な処理をするための市長の附属機関）	2.1 2.2	31.7 24.9	60.3 67.8	5.8 5.1

(カ) 男女平等政策審議会 (男女共同参画行動計画や男女平等推進について調査審議し、提言を行う機関)	2.2	20.9	70.3	6.6
	2.8	18.5	73.7	5.0
(キ) GGI 指数 (ジェンダー・ギャップ指数：経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野の 4分野から世界経済フォーラムが算出した国の男女格差を示す国際的指数) ※2013年、日本は136カ国中105位でした。	1.2	6.0	86.7	6.2
	1.1	6.8	86.8	5.3

問 21. あなたは、久留米市の男女平等推進の拠点として男女平等に関する講座や相談などいろいろな事業を行っている「男女平等推進センター」（えーるピア久留米内）をご存じですか。あてはまるものを1つ選び番号に○印をつけてください。

- | | | |
|------------------|-----------|-------------|
| 1. 知っている | 26.5/14.3 | |
| 2. 名前を見聞きしたことがある | 26.0/24.7 | |
| 3. 知らない | 44.0/58.2 | 無回答 3.5/2.9 |

問 22. あなたは、これまでに男女平等推進センターを利用したことがありますか。あてはまるものを1つ選び番号に○印をつけてください。

- | | | | |
|-------------------|---------|--------------------|-----------|
| 1. 毎週1回以上利用している | 0.4/- | 4. 今まで何回か利用したことがある | 6.2/3.0 |
| 2. 月に1～3回程度利用している | 1.0/- | 5. 知っているが利用したことはない | 36.6/29.9 |
| 3. 年に数回利用している | 0.4/0.2 | 6. 知らなかった | 52.8/64.8 |
- 無回答 2.7/2.1

問 23. あなたは今後、男女平等推進センターでどのような事業を充実してほしいと思いますか。あてはまるものを3つまで選び番号に○印をつけてください。

- | | |
|--|-----------|
| 1. 男女平等について学ぶ講座 | 16.4/27.1 |
| 2. 女性労働問題に関する研修 | 16.8/13.6 |
| 3. 職業技能の習得や職業情報の提供などの女性に対する就業支援 | 41.1/29.1 |
| 4. 女性の起業を支援する講座 | 13.7/11.1 |
| 5. 男女共同参画推進のための調査・研究 | 6.3/15.5 |
| 6. 図書情報ステーションの充実 | 5.2/5.1 |
| 7. DVやセクシュアル・ハラスメント、労働問題などの女性の様々な悩みについての相談 | 27.2/28.2 |
| 8. 男女平等やデートDV防止に関する若者向けの啓発・情報提供 | 10.6/18.9 |
| 9. 自主的な活動や研究を行っている市民グループなどへの支援 | 12.5/13.2 |
| 10. 男性に対する男女平等に関する啓発・情報提供 | 13.6/19.0 |
| 11. 女性の生涯にわたる心身の健康づくりに関する講座 | 28.0/11.3 |
| 12. その他（具体的に) | 1.8/0.7 |
| 13. 特になし | 16.5/19.0 |
- 無回答 6.7/5.9

問 24. あなたは、男女平等をより一層進めるために、市に対してどのような施策を望みますか。あてはまるものを3つまで選び番号に○印をつけてください。

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| 1. 審議会など行政の政策・方針を決定する場に女性の参画を増やす | 13.3/17.1 |
| 2. 行政・企業・地域などあらゆる分野で女性の積極的登用を促進する | 19.2/27.6 |
| 3. 各種団体の女性のリーダーを育成する | 11.1/14.8 |
| 4. 性暴力被害者支援のための、総合相談窓口の設置など取り組みを強化する | 10.3/13.4 |
| 5. 広報紙やパンフレット、講座などで、男女平等について啓発を強化する | 5.3/10.3 |

◎資料 ー使用した調査票ー

6. 男性の家事、育児、介護などへの参加を促すような啓発を強化する	28.4/15.7
7. 保育所・幼稚園や学校における男女平等教育を充実させる	9.5/10.6
8. 地域で男女平等をすすめる生涯学習の機会や場を増やす	10.4/14.0
9. 女性の再就職・起業・資格取得等のための職業教育・訓練の機会を提供する	30.3/17.4
10. 職場における男女の均等な取り扱い(仕事の内容・賃金など)について周知徹底をする	18.4/22.0
11. 保育所・学童保育所の整備、育児休業制度の普及など、男女がともに働き続けるための条件整備を進める	36.4/28.9
12. 高齢者や障害者(児)の介護者への支援策を充実する	30.0/19.3
13. ひとり親家庭や寡婦に対する支援策を充実する	15.4/12.2
14. その他(具体的に)	1.2/0.7
15. 特にない	7.3/12.7
	無回答 4.7/5.3

F 6. 現在の地域に住んでから何年になりますか。(通算でお答えください)

1. 5年未満	17.0/19.7	3. 10年以上20年未満	20.8/17.2	5. 30年以上40年未満	14.5/11.1
2. 5年以上10年未満	12.4/12.0	4. 20年以上30年未満	15.1/14.5	6. 40年以上	18.6/24.4
				無回答	1.7/1.2

F 7. お住まいの地域のブロックはどちらですか。

1. 東部A	(山川、山本、草野、善導寺、大橋校区)	6.8/8.6
2. 東部B	(船越、水分、柴刈、川会、竹野、水縄、田主丸校区)	6.2/7.5
3. 北部A	(小森野、合川、宮ノ陣校区)	10.1/10.9
4. 北部B	(北野、弓削、大城、金島校区)	5.7/6.8
5. 中央東部	(西国分、東国分、御井校区)	13.0/10.2
6. 南東部	(上津、高良内、青峰校区)	6.8/8.9
7. 中央部	(荘島、日吉、篠山、京町、南薫、長門石校区)	14.6/10.5
8. 中央南部	(鳥飼、金丸、南、津福校区)	14.2/13.4
9. 南西部	(荒木、大善寺、安武校区)	10.7/11.5
10. 西部A	(城島、下田、青木、江上、浮島校区)	3.6/5.0
11. 西部B	(犬塚、三瀧、西牟田校区)	6.1/6.0
		無回答 2.3/0.7

最後に、男女共同参画社会づくりのためのご提案やご意見、要望などがありましたら、自由にご記入ください。

お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。

ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、
10月3日(金)までに投函してください。



**第7回 久留米市
男女平等に関する市民意識調査 報告書**

発行 久留米市 協働推進部 男女平等政策課
久留米市城南町1-5番地3
TEL 0942-30-9044
FAX 0942-30-9703
E-mail danjo@city.kurume.fukuoka.jp